

入 札 公 告

「トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託（維補）」について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年5月14日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託（維補） 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙「トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託（維補） 特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から198日間まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処されている者
- (5) 入札参加者又はその役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められる者
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 入札参加者は、2020年度～2024年度の間、当該委託と同様な業務を履行した実績のある者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託（維補）条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類等を添付し、令和7年5月28日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午後5時までに、下記4の(1)に示す場所に提出（持参または郵送）すること。

郵送は書留郵便とし、令和7年5月28日（水）午後5時まで必着とする。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア 全部事項証明書（登記簿謄本）

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

イ 履行実績証明書（様式7）

過去5年間における当該委託と同様な業務を履行した実績を記載した履行実績証明書を、実績に係る発注機関が発行した履行の事実を証明する書類を添付し提出すること。

ただし、証明対象の契約が、国又は地方公共団体との契約の場合は、その契約書の写しをもって履行の事実を証明する書類に代えることができる。

ウ 技術者通知書及び経歴書（様式8、9）

上記イの履行実績証明書に記載の業務を担当した技術者のうち、当該業務に配置する技術者の業務経歴及び当該業務における位置づけ等を記載した技術者経歴書を、技術者通知書に添付し提出すること。

エ 建設コンサルタントの登録通知書の写し

※上記イ及びウの調書は、申請者の届出印により証明を行うこと。

- (2) 審査結果については、トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託（維補）条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により送付する。

なお、入札参加資格が確認できなかった場合、入札に参加できないので注意すること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総務課2（経理担当）

電話 024-521-7455

E-mail dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書等及び金抜設計書（官積算）の閲覧期間

令和7年5月14日（水）から令和7年6月11日（水）

午前8時30分から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

- (3) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時：令和7年6月17日（火）午前9時30分

イ 場所：福島県土木部土木総務課分室（本庁舎4階）

ウ 書留郵便により行うものとし、4の（1）に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札書の提出方法は、（1）に示す場所への郵送によるものとする。入札書の宛先は「福島県」と記載し、提出部数は1部とする。

郵便局差出期限日：令和7年6月11日（水）

配達日指定期日：令和7年6月16日（月）

5 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札参加者の見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札結果の公表及び方法について

入札結果の公表は、契約締結後、福島県土木部道路管理課ホームページに掲載する。

福島県土木部道路管理課ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/>

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

〈参考〉外封筒及び中封筒の貼り付け用紙（判別線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください）

判別線

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県土木部土木総務課 行き

入札書等在中

開 札 日	令和7年6月17日
業 務 名	トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託（維補）
業 務 箇 所	
商 号 又 は 名 称	
担 当 者 名	
連絡先（電話番号）	
連絡先（FAX番号）	

郵便局窓口差出期限日 令和7年6月11日

配 達 指 定 期 日 令和7年6月16日

判別線

判別線

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県土木部土木総務課 行き

入札書等在中

開 札 日	令和7年6月17日
業 務 名	トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託（維補）
業 務 箇 所	
商 号 又 は 名 称	
担 当 者 名	
連絡先（電話番号）	
連絡先（FAX番号）	

郵便局窓口差出期限日 令和7年6月11日

配 達 指 定 期 日 令和7年6月16日

判別線